三重県行政組織規則(抜粋)

平成 1 4 年 3 月 2 9 日 三重県規則第 3 5 号

第3章 地域機関

第3節 法第158条第6項の地域機関 第6款 消防学校

(設置)

- 第51条 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事務を分掌させるために、消防組織法第51条の規定に基づき、消防学校を設置する。
- 2 消防学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
三重県消防学校	鈴鹿市

(内部組織)

- 第52条 消防学校に次の各号に掲げる課を設ける。
 - 一 総務課
 - 二 教務課

(各課の分掌事務)

- 第53条 消防学校総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 公印の管守に関すること。
 - 二 文書の処理及び保存に関すること。
 - 三 職員の身分及び服務に関すること。
 - 四 予算及び経理に関すること。
 - 五 財産の管理に関すること。
 - 六 出納その他会計に関すること。
 - 七 広聴及び広報に関すること。
 - 八 その他教務課の所管に属しないこと。
- 2 消防学校教務課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 市町消防職員及び消防団員その他防災従事者の教育訓練に関すること。
 - 二 消防学校入校者の健康管理その他保健衛生に関すること。
 - 三 消防学校入校者の生活指導に関すること。